

人事異動等に伴う提出書類一覧

人事異動等に伴い、石川支部へ提出が必要な書類は、下表のとおりです。

提出していただく書類は、ご自身の医療保険や将来の年金給付に関わる大切なものですので、速やかに提出をお願いします。

○…必ず提出が必要となる書類

●…対象となる組合員(被扶養者)がいる場合に提出が必要となる書類

提出書類 区分		異動報告書(所属所にて作成)	組合員資格(短期組合員)取得届書	個人番号申告書(組合員)	年金加入期間等(短期組合員前歴)報告書	辞令(労働契約書)のコピー	基礎年金番号がわかる書類のコピー	転入届書	転出届書	任意継続組合員申出書	資格確認書(組合員証等)	記載事項変更申告書	退職届書(短期組合員退職届書)	被扶養者認定申告書	国民年金第3号被保険者関係届
		*1			*2	*3		*4	*4			*5	*6	*7	*8
所属所異動(石川支部内での異動)		○									●	●			
新規継続採用(任用者)	①一般組合員(県費本採用職員)	○	○	○	○		○							●	●
	①のうち任期付・短期組合員から引き続き採用	○									○	○			●
	②一般組合員(大学法人又は市町費本採用職員・任期付職員)	○	○	○	○	○	○							●	●
	②のうち短期組合員から切り替わる採用・任用	○									●	●			●
	③短期組合員(臨任・再任用31時間・会計年度任用職員)	○	○	○	○	○	○							●	●
	③のうち一般組合員から切り替わる任用	○									●	●			●
転入者	★他の共済組合からの異動者	○	○	○	○	●		●						●	●
	公立共済他支部から石川支部へ *9	○	○	○	○	●		●						●	●
転出者	★他の共済組合への異動者	○							●		○				
	石川支部から公立共済他支部へ *10	○							●		○				
県費職員から大学法人・専従・市町費職員(K番)へ 大学法人・専従・市町費職員(K番)から県費職員へ		○									○	○			
退職者 *11	① 定年退職後引き続き暫定再任用[フルタイム]となる方	○									○	○			
	② 協会けんぽ・私学再就職・国保加入・家族の被扶養者となる方	○									○		○		
	③ 任意継続組合員希望者 *12	○									○	○	○		

・各様式は、公立学校共済組合石川支部のホームページからダウンロードできます。

★他の共済組合とは私学共済を除く公務員(地方職員、市町村職員、警察、国家公務員等)の共済組合をいいます。

【一般組合員】(本採用、暫定再任用[フルタイム]、任期付職員)

短期給付事業(健康保険制度)、福祉事業及び長期給付事業(年金制度)が共済組合の適用となる方

【短期組合員】(臨時的任用、暫定再任用短時間[週31時間]、会計年度任用職員)

短期給付事業(健康保険制度)福祉事業は共済組合の適用ですが、長期給付事業(年金制度)については厚生年金(日本年金機構)となる方

＊１ 所属異動が発生しない場合でも、組合員の種別変更が発生した場合は提出ください。

例：短期組合員（産後休代替）から一般組合員（育休代替）に切り替わった場合

＊２ 前歴の有無にかかわらず提出してください。

年金事務所が交付する「被保険者記録照会回答票」を添付することで記入を

「別添のとおり」と省略して記入することも可。

「被保険者記録照会回答票」の交付手続きは年金事務所へ電話にて確認ください。

＊３ 県費本採用職員については提出不要です。

臨時的任用、任期付、会計年度任用職員は提出ください。

＊４ 「転入届書」及び「転出届書」は、異動前も異動後も一般組合員である場合に

提出してください。短期組合員から一般組合員又は、一般組合員から短期組合員

になる場合は提出不要です。

＊５ 職員番号が変更となる場合、新所属所より提出ください。

※資格確認書（組合員証等）をお持ちの場合は記載事項変更申告書に添付ください。

- ・短期組合員、育児休業代替職員から引き続き本採用となった

- ・一般組合員が引き続き会計年度任用職員となった

- ・定年退職後引き続き暫定再任用[フルタイム]となった

- ・県費組合員とK番号（市費、大学法人、専従）との異動 など

職員番号が変更とならない場合、提出は不要です。

- ・育児休業代替職員から引き続き臨時的任用職員となった

- ・臨時的任用職員から引き続き育児休業代替職員となった など

＊６ 退職届書（短期組合員退職届書）は石川支部にて該当者の報告があり次第石川

支部から送付いたします。

＊７ 被扶養者として申請する方の状況に応じて別途添付書類が必要となります。

＊８ あらたに被扶養者として申請する方が２０歳以上６０歳未満の配偶者である場合に

必要となります。（配偶者の基礎年金番号がわかる書類のコピーを添付ください。）

また、２０歳以上６０歳未満の被扶養者を有する組合員自身が

- ・【一般組合員】から【短期組合員】となったとき

- ・【短期組合員】から【一般組合員】となったとき

は被扶養配偶者の国民年金第３号被保険者関係届の提出が必要です。

健康保険は共済組合加入のままのため、被扶養配偶者の扶養認定資格の得喪は発生しませ

んが、組合員の加入する厚生年金制度が変更となるため当該手続きが必要となります。

＊９ 資格確認書（組合員証等）をお持ちの場合は、転入前の支部へ返却してください。

＊１０ 資格確認書（組合員証等）をお持ちの場合は、石川支部へ返却してください。

＊１１ １日以上空白が空いて次回の任用となる場合は退職者欄の②又は③として

手続きを行います。

退職後、再任用(19h)となる方はこちらの区分となります。

＊１２ 加入要件として退職日まで引き続く組合員期間が１年と１日以上必要です。

退職日から起算して２０日以内に加入の申し出及び掛金の納入が必要です。